

# 十和田市デジタル行政推進計画

計画年度

令和3年度～令和7年度  
(2021年度～2025年度)

令和3年3月  
青森県十和田市

# 目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 ICTの利用動向	2
2 国、県の動向	6
3 本市の現状と課題	8
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の体系	11
2 基本方針と個別施策	12
I 先進的ICTの活用	12
II 行政手続等のデジタル化への対応	13
III 行政データの有効活用と情報発信の強化	13
IV 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進	14
V 情報セキュリティ対策の推進	15
第3章 資料編	
1 計画の策定体制	16
2 策定経緯	17
3 用語解説	18

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

昨今の情報通信技術（ICT）は飛躍的に進展しており、人々の生活や仕事など、社会のあらゆる場面に変化をもたらし、多様な分野に浸透しています。

また、「ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」というデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きが世界全体で活発になると、私たちの暮らしや生き方、働き方にも大きな変化を及ぼすことが予想されます。

そのような中、国においては、平成28年に制定された官民データ活用推進基本法に基づき、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実現できるデジタル社会の実現を図ることを目的に、平成29年には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

令和元年にはいわゆる「デジタル手続法」が成立し、行政手続は従来の紙によるアナログ手続からネットワークを通じたオンライン手続へ移行することが示され、公的な本人確認手段となるマイナンバーカードの今後の活用も含めて、自治体の行政サービスにおけるICTの活用はますます重要度を増していくものと考えられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、全世界の秩序に影響を及ぼし、人々の日常を大きく変え、新たな生活様式への移行を余儀なくされました。これまでデジタル化があまり進まなかった分野においても、個人、産業、社会といったあらゆる環境において変革が生まれ、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着することで、新たな価値の創造へとつながっていくことが想定されます。

本市はこれまでも、行政データのオープンデータ化やシステムのクラウド化などについて、取組を進めてきましたが、技術革新の状況や利活用の需要増加も踏まえ、あらゆる分野に深く関わり、私たちの生活に必要不可欠となっているICTについて、今まで以上に積極的に利活用を進める必要があります。

本計画は、人口減少が進む中であっても市民サービスを向上し、少ない職員数でも行政サービスを維持・向上できる「スマート自治体」への転換に向けた基本的な考え方を定めており、「ウィズコロナ」・「ポストコロナ」時代を見据えた本市の課題解決・魅力向上につながるよう、国・県とも情報連携を図りながら、本計画に位置付けられた施策の実現に向けて各種事務事業を推進していくものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」に掲げる将来都市像「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」の実現に向け整合性を図るとともに、国・県の方針等を踏まえ、本市のICTを活用した取組をさらに推進するための計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の規定に基づく、本市の「市町村官民データ活用推進計画」としても取り扱うものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とします。

計画の期間中は、ICTの進展状況や社会情勢の変化などに応じて、行政情報化検討委員会にて見直しを行うとともに、PDCAサイクルにより進捗管理を行います。

# 第1章 計画の策定にあたって

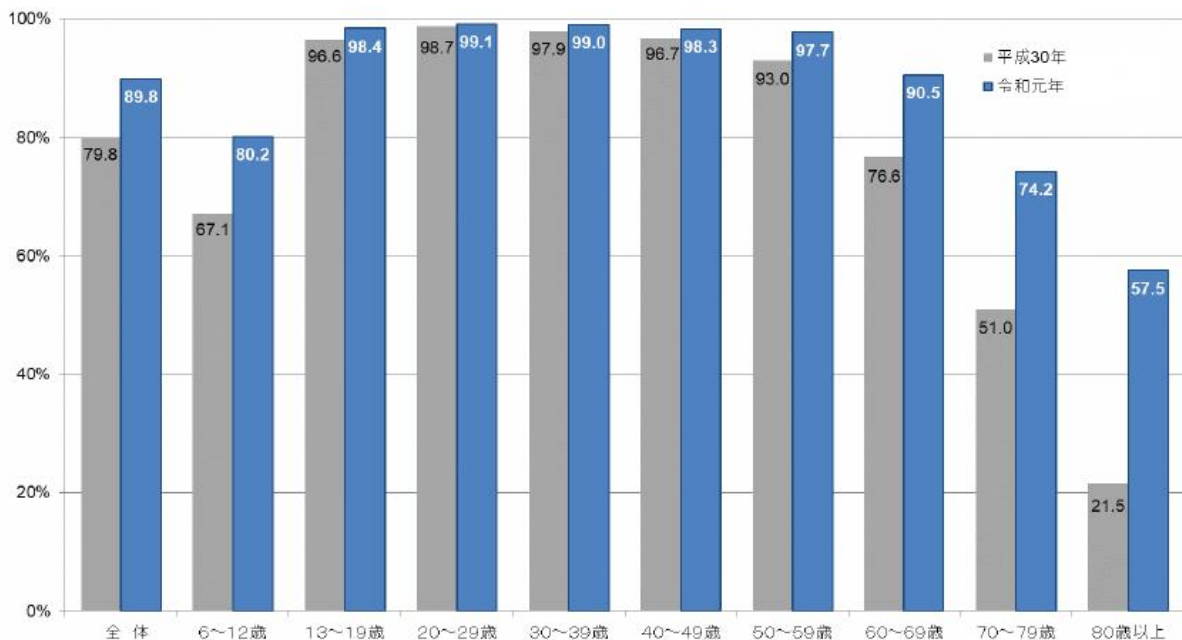
## 1. ICTの利用動向

### ①インターネットの利用状況

総務省の「令和元年通信利用動向調査」によると、インターネットの利用状況が全年代において増加傾向でした。

特に、6～12歳の若年層、及び60歳以上の年代において高い伸びを示しており、インターネットは、情報の利活用に不可欠なICT基盤として一般的なものとなっています。

年代別インターネット利用状況



出典：総務省「令和元年通信利用動向調査」

### ②インターネットの利用目的

総務省「令和元年通信利用動向調査」によると、インターネットの利用目的は、電子メールの送受信（76.8%）が最も高く、次いで情報検索（75.6%）、SNSの利用（69.0%）となっています。

また、LINE、Facebook等のSNS、無料通話アプリやボイスチャット、動画投稿・共有サイトについては、13歳～49歳の年齢層において利用率が高くなっています。

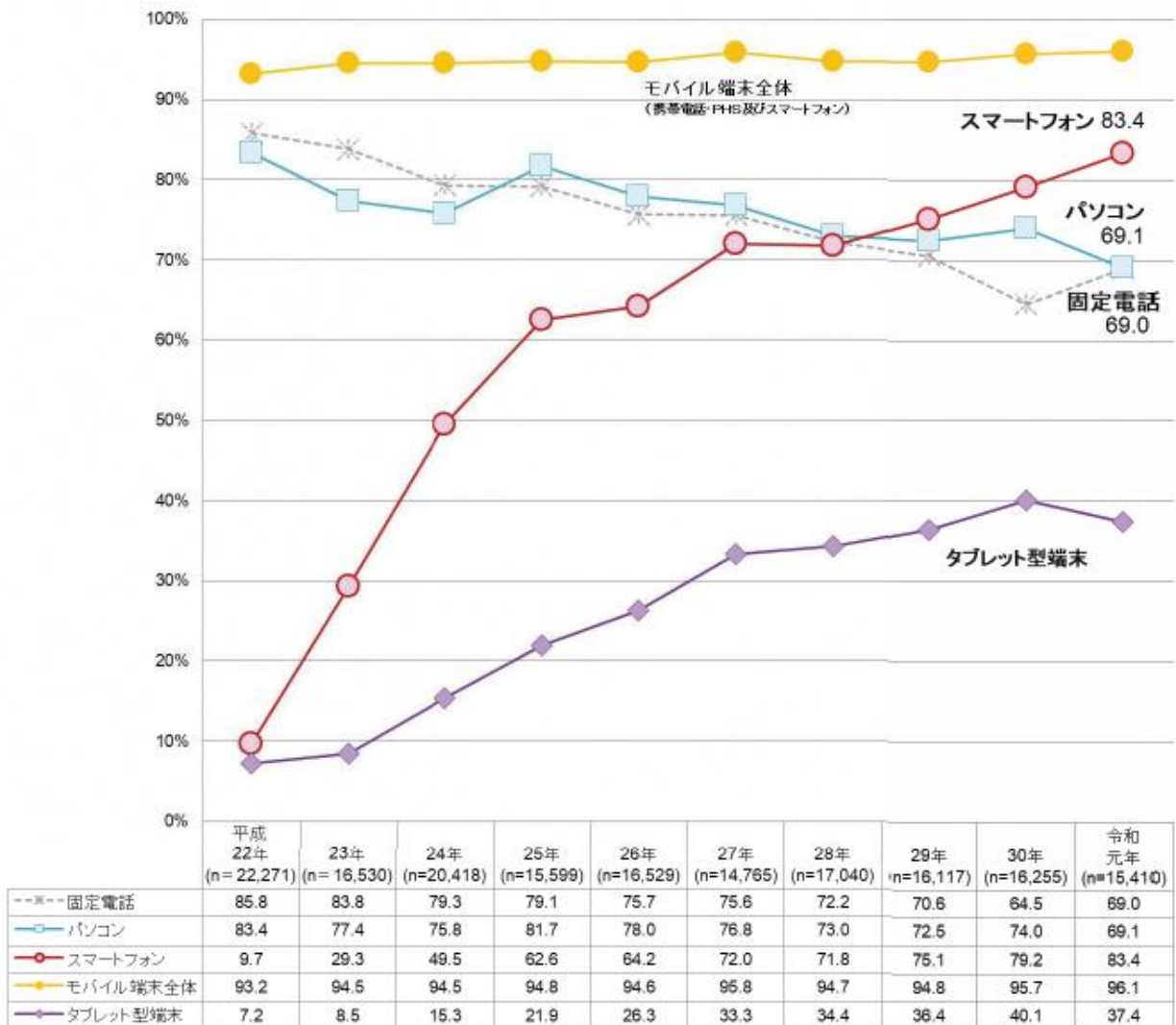
### ③情報通信機器の保有状況の推移

情報通信機器の保有状況を見ると、モバイル端末の全体（96.1%）は、パソコン（69.1%）、固定電話（69.0%）を大きく上回っており、スマートフォンとタブレット端末の普及が進んでいることが分かります。

パソコンと同様の機能を持つこれらのモバイル端末は、ワイヤレスブロードバンド（無線通信）の高速化などの基盤整備が進む中、誰もがどこでもインターネットを利用し、必要な情報を得ることができるツールとして、広く普及しています。

今後は、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ第5世代移动通信システム（5G）が、あらゆる人とモノをつなげ、IoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすと期待されています。

主な情報通信機器の保有状況の推移



出典：総務省「令和元年通信利用動向調査」

#### ④ ICTの進展

近年、ICTはより進化し、インターネット利用の増大とIoTの普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらのデータを分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用する社会（Society5.0）では、今までにない新たな価値が生まれ、今まで人が行っていた作業の代行や支援をAI、ロボット等が行うことにより、社会課題や困難を克服できるようになるとされています。



(出典) 内閣府ホームページ

## ⑤情報セキュリティ

スマートフォンやタブレット端末等、ICTの目覚ましい発展により、いつでもどこでもインターネットでつながり、私達の生活が快適なものとなっている中、不正侵入、ウイルス攻撃、データ改ざん等、サイバー攻撃の被害が増えています。

特に、個人ではスマートフォン決済の不正利用による被害、組織では標的型攻撃による情報窃取による被害が発生しています。

また、平成27年におきた日本年金機構が保有している個人情報流出事件を受けて、自治体では、セキュリティの抜本的対策を行い、自治体情報セキュリティクラウド等の対策が実施されました。

このような中、ICTの利活用を推進していくためには、自治体や企業等において、リスクに応じた情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。

### セキュリティ10大脅威2020

個人	順位	組織
スマホ決済の不正利用	1位	標的型攻撃による機密情報の窃取
フィッシングによる個人情報の詐取	2位	内部不正による情報漏えい
クレジットカード情報の不正利用	3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
インターネットバンキングの不正利用	4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	5位	ランサムウェアによる被害
不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
ネット上の誹謗・中傷・デマ	7位	不注意による情報漏えい
インターネット上のサービスへの不正ログイン	8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
偽警告によるインターネット詐欺	9位	IoT機器の不正利用
インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

(出典) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

## 2. 国、県の動向

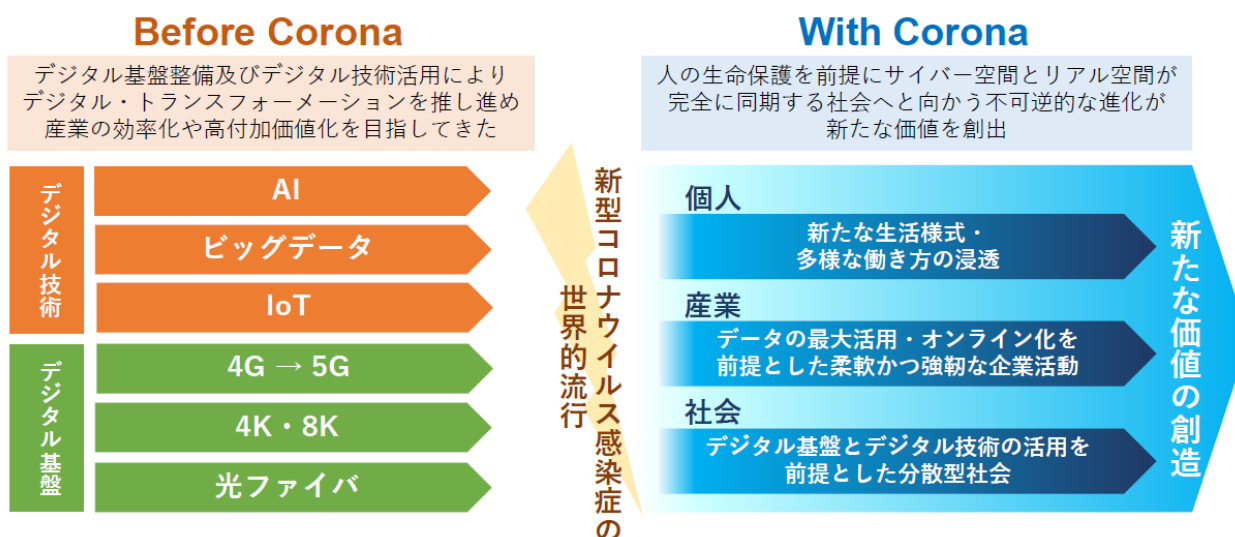
### ①国の動向

国では、平成12年に成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」に基づき設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」において、平成13年に「e-Japan戦略」、平成15年に「e-Japan戦略II」を策定し、全ての国民がICTを積極的に活用し、国際協調及びIT基盤の整備に重点を置いた施策を進め、平成25年には、新たなIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言（IT戦略）」を閣議決定しました。

また、平成28年には、官民データの利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための「官民データ活用推進基本法」が施行され、これを受けて、平成29年に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がICTの恩恵を享受できる社会の実現に向けて、随時見直しを行いながら施策の推進を図ってきました。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界全体の社会活動が激変し、人々の価値観やライフスタイルを大きく変容させたことで様々な課題が浮き彫りになったことを受け、7月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を見直し、デジタル強靱化社会の実現に向けて、大きく舵を切りました。

令和3年には、「デジタル庁」（仮称）を創設し、接触機会が減少する中であっても社会が機能し経済が成長可能となるようにするため、デジタル化・リモート化による働き方改革や暮らし改革を進めるとともに、AIを活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）により新たな社会基盤を構築し、ポストコロナ時代を見据えたデジタル変革と新たな日常の実現に向けて、地方公共団体等と連携して取り組むこととしています。



出典：総務省「令和2年版情報通信白書」



## ②県の動向

青森県では、平成16年に「生活創造推進プラン」を策定後、5年ごとに「青森県基本計画」を見直し、社会経済環境の変化に合わせて計画を進化させて取組を進めてきました。

また、個別計画としては、平成23年に、クラウドの普及啓発と利活用に取り組むための「クラウドあおり戦略」、平成26年に、県民参加・官民協同の促進や県民生活の利便性の向上、行政の効率化、新事業・新産業の創出による地域活性化を図るための「オープンデータあおり戦略」、平成31年に、近年のICTの進展に応じた基盤整備とICTの利活用対策の充実強化に向け、積極的かつ戦略的に取り組むための「あおりICT利活用推進プラン」を策定しています。

「あおりICT利活用推進プラン」では、青森県基本計画が掲げている分野と、都道府県官民データ活用推進計画で求められている分野における4つの基本方針を柱として、ICT利活用の基本的な考え方と方向性を示し取組を推進することとしています。

### 「あおりICT利活用推進プラン」の基本方針



#### ○基本方針1 「安全・安心、健康」を支えるICT

「安全・安心」な社会の実現に向けて、ICTが効果的に利活用されている状態をめざす。

#### ○基本方針2 「産業・雇用」を支えるICT

「経済を回す」取組が進む社会の実現に向けて、ICTが効果的に利活用されている状態をめざす。

#### ○基本方針3 「行政経営」を支えるICT（官民データ活用）

官民協働の取組が進む社会の実現に向けて、ICT（官民データ）が効果的に利活用されることにより電子行政化が進んでいる状態をめざす。

#### ○基本方針4 ICT利活用を支える「基盤の整備、人材の育成・確保」

ICTの基盤の整備や人材の育成・確保の取組が進んでいる状態をめざす。

出典：青森県「あおりICT利活用推進プラン」

### 3. 本市の現状と課題

#### ①スマート自治体への転換

総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」が平成30年にまとめた報告書では、生産年齢人口の減少により人口減少が深刻化し、2040年には地域経済や地域のコミュニティ、福祉の担い手の不足などが予想されております。

また、「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によりますと、本市の人口は、2020年12月末現在の60,345人から2040年に46,031人へと減少することが見込まれています。

本市の職員数は、平成27年の434人から令和2年に408人へと減少していますが、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するためには、職員が企画立案などの職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があります。

本市では、令和元年から端末での大量のデータ入力や定型作業を自動化する「RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）」、高い精度で文字認識が可能な「AI-OCR」及び「AI会議録作成システム」の3事業について試験導入を実施し、更なるICTの活用を進めています。

RPA導入推進員 操作研修（令和2年11月12日開催）



#### ②行政手続等のデジタル化

令和元年に成立した「デジタル手続法」の施行に伴い、行政手続のデジタル化への対応がますます求められており、本市においてもデジタル化に向けて制度の確認及び規程の見直しを進めているところです。

令和2年には、青森県が単独で運用している電子申請システムを、県内市町村も含めて共同で運用することについての検討を進め、令和3年7月の利用開始を目指しています。

また、令和4年度には、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを前提とした取組が国の施策として進められており、本市においてもカードの利活用を含めた体制づくりを進めていく必要があります。



マイナンバー  
PRキャラクター  
「マイナちゃん」

### ③行政データの有効活用と情報発信

平成28年に制定された「官民データ活用推進基本法」に基づき、国や地方自治体のみならず事業者等のデータを共有財産として、データを効果的に活用することで、地域課題の解決を図ろうとする取組が進められています。

本市では、各部署や青森県とで保有しているデータを組織全体で共有・活用するとともに、市ホームページ及び青い森オープンデータカタログにおいて、データの一般公開（オープンデータ）を実施しています。

また、令和3年4月の公開に向けて、ウェブアクセシビリティに準拠したスマートフォン対応の市ホームページリニューアル作業を進めており、今後は、本市の魅力のPRに繋がり、誰もが見やすく、使いやすいホームページを目指しています。



### ④情報処理システムの適切な運用

国では、地方自治体を取り扱っている住民基本台帳や地方税など17業務の標準化・共通化を加速するため、国が策定する標準仕様に基づき各事業者が開発するシステム（標準準拠システム）へ令和7年度までに移行することを目指しており、今後、標準化のための基準、移行期間、財政措置などの法制化も含めて検討を進めています。

本市では、住民記録・税・福祉で運用している基幹システムを令和2年7月からクラウド化し、システムの運用経費の削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務の継続性の確保に努めています。

今後は、広域の自治体で情報処理システムを共同利用する自治体クラウド化の促進や、国の標準準拠システムへの移行に向けた検討を進め、情報処理システムの適切な運用と一層の低コスト化に向けた取組を進めていく必要があります。

## ⑤情報セキュリティ対策

株式会社東京商工リサーチによると、上場企業及びその子会社のうち、2019年に個人情報の漏えい・紛失事故を公表したのは66社、事故件数は86件、漏えいした個人情報は903万人分に達しました。

2012年から2019年の累計における漏えい等の発生原因は、書類の紛失・誤廃棄（38.6%）、ウイルス感染・不正アクセス（25.9%）、誤表示・誤送信（21.3%）となっており、基本的な人為的ミスや管理不徹底に起因するケースが多いほか、サイバー攻撃による漏えいが年々増加しています。

本市では、平成27年に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法に基づき、庁内ネットワークを「個人情報を扱う基幹系業務」と「一般行政事務」、「インターネットを活用する業務」の3層からなるネットワークに分離し、セキュリティ対策を強化しました。

また、平成31年には、「十和田市情報セキュリティポリシー」を改定し、情報セキュリティの組織体制の構築や、情報システム全体の強靱性の向上、物理的、人的、技術的セキュリティの向上などの対策を進めるとともに、庁内職員を対象とした「情報セキュリティ研修」や、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証する「庁内情報セキュリティ監査」を実施し、全庁的な情報セキュリティ水準の向上を図ってきました。

個人情報などの機密情報は、いったん漏えいすると特定の個人に対して重大な被害をもたらす、組織にとって深刻な問題となる恐れがあることから、今後においても、引き続きセキュリティ対策の強化に努めていく必要があります。

### 情報セキュリティ研修（令和2年7月22日開催）



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の体系

計画の基本方針	個別施策の方向性
I 先進的ICTの活用	①RPAやAI技術の活用
	②ICTを活用した事業の検討
II 行政手続等のデジタル化への対応	①電子申請システムの導入
	②マイナンバーカードの活用
III 行政データの有効活用と情報発信の強化	①オープンデータの拡充
	②ホームページ等による情報発信の強化
IV 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進	①業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進
	②他団体との情報処理システムの共同利用の推進
V 情報セキュリティ対策の推進	①情報セキュリティ体制の運用
	②情報セキュリティ基盤の更なる向上

※個別施策の詳細については、年度別計画を別途作成し、行政情報化検討委員会にて見直しを実施します。

## 2. 基本方針と個別施策

### 基本方針Ⅰ 先進的ICTの活用

今後見込まれる人口減少に伴う労働人口の減少は大きな課題であり、本市においても人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げ、住民福祉サービスを維持できる体制を構築していく必要があります。そのため、AIやロボティクスなどの先進的技術を活用した業務改善を進めていきます。

#### ①RPAやAI技術の活用

##### ●RPA技術の活用【情報政策室・各課】

定型業務（データの入力やデータの検索結果の取得など）などの比較的単純な繰り返し作業を、ソフトウェアロボットに行わせる技術であるRPAを活用し、業務の自動化、省力化及び人為的ミスの防止を図ります。

##### ●AI-OCR技術の活用【情報政策室・各課】

紙媒体による申請書や資料などの文字情報をデジタル情報に変換できるAI-OCR技術を活用し、入力作業の省力化や事務の効率化を図ります。

##### ●AI会議録作成技術の活用【情報政策室・各課】

AIの音声認識機能により、会議などの音声情報を解析して文字情報へ変換できるAI会議録作成技術を活用し、入力作業の省力化や事務の効率化を図ります。

#### ②ICTを活用した事業の検討

##### ●オンライン会議システムの利用拡大【情報政策室・各課】

令和2年に導入したオンライン会議システムの利用環境を充実させ、移動時間の短縮による業務の効率化や、情報共有によるコミュニケーションの円滑化を図ります。

##### ●テレワークシステムの導入検討【情報政策室・総務課・各課】

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行う実証実験事業への参加を通して、テレワークの利用環境及び実施体制を検証し、テレワークシステムの導入を検討します。

##### ●ICTを活用した事業の検討【情報政策室・関係課】

ICTを活用した分野ごとの取組（サテライトスクール、避難所Wi-Fi環境の整備、ワーケーション、スマート農業等）について、市民の利便性を図るため関係課とともに更なる導入を検討します。

## 基本方針Ⅱ 行政手続等のデジタル化への対応

国において行政手続のデジタル化やマイナンバーカードの普及策を積極的に進めていることを踏まえ、本市においても市民サービスの向上を図るため、行政手続等のデジタル化を見据えた新たなシステムの導入やシステムの共同利用化などを進めていきます。

### ①電子申請システムの導入

#### ●電子申請システムの導入【情報政策室・各課】

青森県が導入している電子申請システムを共同利用することにより、行政手続きの簡素化を図ります。また、市民の利便性向上や業務の効率化効果が高い手続きを中心に、デジタル化の拡充を検討します。

### ②マイナンバーカードの活用

#### ●マイナンバー制度の円滑な運用とカード交付【情報政策室・市民課・関係課】

マイナンバーカードを基盤としたデジタル社会の実現に向けて実施される事業の円滑化を図ることにより、市民サービスの向上や業務効率化を図ります。

## 基本方針Ⅲ 行政データの有効活用と情報発信の強化

現在進めている行政データの一般公開（オープンデータ）をさらに拡充させ、民間活力を促し、地域課題の自発的な解消等につなげることで、地域の活性化を図っていきます。

また、誰もが見やすく使いやすいウェブアクセシビリティを推進し、市ホームページ等による情報発信の強化を図っていきます。

### ①オープンデータの拡充

#### ●オープンデータポータルサイトの利用拡大【情報政策室・各課】

観光、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、国が公開を推奨する「推奨データセット」を中心にオープンデータ化を推進します。

### ②ホームページ等による情報発信の強化

#### ●ホームページのアクセシビリティの向上・SNS活用による情報発信

【情報政策室・総務課・各課】

高齢者や障害者であっても誰もが本市のホームページが利用できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）をさらに高めていきます。また、Facebook、Twitter、YouTubeなどのSNSを活用した情報発信を強化します。

## 基本方針Ⅳ 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進

行政サービスの利便性の向上や業務の効率化を進めるため、情報処理システムの導入・更新時には、ネットワーク環境及び機能性や効果を十分に検証するとともに、導入経費及び運用経費の削減を徹底し、一層の低コスト化等に向けた取組を推進していきます。

### ①業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進

#### ●財務会計システムへの電子決裁機能の導入検討【政策財政課】

業務の効率化及び適切なデータ管理を図るため、電子決裁機能の導入を検討します。

#### ●文書管理システムの見直し【総務課】

紙媒体を中心とした従来の文書管理を検証し、電子決裁機能等の導入を検討します。

#### ●タブレット端末導入によるペーパーレス化【議会事務局・総務課・情報政策室】

会議におけるタブレット端末等の活用を促進し、時間と場所を有効に活用できるオフィス改革を進め、業務の効率化やペーパーレス化を図ります。

令和3年度には、議会改革の一環として、導入を検討してきた議会分のタブレット端末を先行導入し、理事者側は費用対効果も含めて、導入時期や利用方法について検討を進めます。

#### ●庁内Wi-Fi環境の構築【管財課】

タブレット端末の導入に伴い、整備が求められる庁内Wi-Fi環境について、検討を進めます。

### ②他団体との情報処理システムの共同利用の推進

#### ●基幹システムの共同利用【情報政策室】

広域の自治体で情報処理システムを共同利用する自治体クラウドを推進し、情報セキュリティの向上や災害時等の業務継続、行政コストの削減を図ります。

#### ●自治体業務システムの標準化・共通化【情報政策室・関係課】

国が策定する標準仕様に基づき各事業者が開発するシステム（標準準拠システム）への移行に向けて、情報処理システムの機器更新時において費用対効果も含めて検討を進めます。

#### ●電子申請システムの共同利用【情報政策室・各課】 <基本方針Ⅱ①に掲載済み>



## 基本方針Ⅴ 情報セキュリティ対策の推進

ICTの利活用が飛躍的に進む中、国や地方自治体、民間事業者等の組織を標的としたサイバー攻撃がますます巧妙化する傾向にあるため、情報漏えい対策を徹底し、セキュリティ対策の強化に努めていきます。

### ①情報セキュリティ体制の運用

#### ●情報セキュリティポリシーの運用【情報政策室・各課】

ICTの利便性を享受しつつ、情報漏えいなどの危険を防止し、安全・安心な運用を行うため、情報セキュリティポリシーをPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき運用を進めていきます。

#### ●情報セキュリティ研修及びセキュリティ監査の充実【情報政策室・各課】

人為的なミスによる情報セキュリティ事故を防止するため、セキュリティ研修等を通じて、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報リテラシーの向上を図ります。

また、組織体制の運用状況を確認するため、庁内情報セキュリティ監査を実施し、全庁的な情報セキュリティ水準の向上を図ります。

### ②情報セキュリティ基盤の更なる向上

#### ●庁内ネットワークの安全運用【情報政策室・各課】

すべての業務の基盤となる庁内ネットワークが安全かつ安定的に運用できるよう、ネットワーク基盤の整備、運用を図ります。

#### ●情報セキュリティが確保された機器の運用【情報政策室・各課】

本市で利用している様々なICT機器の更改に併せ、更なるセキュリティの向上やコスト節減効果の高い機器を選定し、運用を図ります。

## 第3章 資料編

### 1. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、行政情報化の総合的な推進を図るため、関係課で構成された「十和田市行政情報化検討委員会」及び「十和田市行政情報化検討委員会作業部会」にて検討を進め、策定を進めました。

#### 十和田市行政情報化検討委員会設置要綱

(制定 平成17年1月1日)

(設置)

第1条 十和田市における行政情報化の総合的な推進を図るため、十和田市行政情報化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 行政情報化の基本的方向及び共通基盤の整備に係る調査、審議及び総合調整に関すること。
- (2) その他全庁的な行政情報化の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は企画財政部長、副委員長は政策財政課長をもって充てる。
- 3 委員は、案件に応じ委員長が指名する。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ、随時招集する。

- 2 委員長は、会議の進行を行う。

(作業部会)

第6条 委員会に付議すべき事案等について、あらかじめ必要な調査、検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、情報システム主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

## 2. 策定経緯

日 時	会議名等	内 容
令和2年 5月26日(火)	市長・副市長へ説明・業務指示	計画の策定に向けて、業務を進めること に対しての了承を得る
6月25日(木)	第1回十和田市行政情報 化検討委員会	計画の策定に向けて、目的・基本方針 (案)・策定方法、作業手順を確認
7月3日(金)	第1回十和田市行政情報 化検討委員会作業部会	計画の策定に向けて、目的・基本方針 (案)・策定方法、作業手順を確認
8月7日(金)	第2回十和田市行政情報 化検討委員会作業部会	各種システムのデモンストレーションを 実施
8月20日(木)	第3回十和田市行政情報 化検討委員会作業部会	各種システムのデモンストレーションを 実施
9月30日(水)	第4回十和田市行政情報 化検討委員会作業部会	計画に掲載する事業案の検討
10月13日(火)	市長、副市長へ中間報告	検討内容の中間報告
10月29日(木)	第2回十和田市行政情報 化検討委員会	検討内容の中間報告
12月21日(月)	第5回十和田市行政情報 化検討委員会作業部会	計画(素案)の検討
令和3年 2月5日(金)	第3回十和田市行政情報 化検討委員会	計画(案)の報告
3月1日(月)	市長決裁	計画策定
3月26日(金)	庁議	計画報告、公表

### 3. 用語解説

---

#### A

---

■ A I 「Artificial Intelligence（人工知能）」の略

人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。（官民データ基本法第2条第2項）

#### D

---

■ D X 「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略

（英語圏では、Transを”X”と表記するのが一般的）

I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

将来の成長、競争力強化のために、データと新たなデジタル技術を活用して、組織や業務体系を変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えること。

#### I

---

■ I C T 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)がある。

■ I o T 「Internet of Things（モノのインターネット）」の略

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

#### O

---

■ O C R 「Optical Character Recognition（光学文字認識）」の略

紙媒体による申請書や資料などの文字情報をデジタル情報に変換できる技術。

#### P

---

■ P D C A サイクル 「Plan Do Check Action サイクル」の略

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）という一連の過程を繰り返し、業務を継続的に改善する手法。

#### R

---

■ R P A 「Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）」の略

人がコンピュータを使って行っている単純かつ大量な入力作業などの手順をシステムに記録させ、処理を自動化させる技術。

**■ SNS 「Social Networking Service」の略**

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する、会員制のサービスのこと。

---

**あ行**

---

**■ アクセシビリティ 「Accessibility」**

使いやすさ、利用しやすさ。技術に依存せず、さまざまな情報端末やソフトウェアから利用できることを目指す。

**■ オープンデータ 「Open Data」**

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。（「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定））。

---

**か行**

---

**■ クラウドコンピューティング 「Cloud Computing」**

従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

---

**さ行**

---

**■ サイバー攻撃 「Cyber Attack」**

サーバやパソコンなどのコンピュータシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃盗、改ざんなどを行うこと。

**■ 自治体クラウド**

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保管・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

**■ 情報セキュリティ 「Information Security」**

情報の機密性、完全性、可用性（システムの壊れにくさ）を維持すること。

**■ 情報セキュリティポリシー 「Information Security Policy」**

組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可する

か、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたもの。

■情報リテラシー 「Information Literacy」

コンピュータなどの情報機器を操作する上で必要となる知識や能力のこと。

■スマート自治体

システムやA I等の技術を活用し、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。

■スマートフォン 「Smart Phone」

個人携帯用のコンピュータ機能を併せ持った携帯電話。従来の携帯情報端末に携帯電話・通信機能を統合したものと表現されることもある。単に高機能というだけでなく、汎用のOSを搭載し、利用者が後からソフトウェアなどを追加できるようになっている機種を指す場合が多い。“smart”は「賢い」の意。

---

た行

■タブレット端末 「Tablet Computer」

コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面(タッチパネル)になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。また、そのような製品のうち、スマートフォンと共通のOSやアプリケーションソフトを使用する製品のこと。パソコンと共通のOSなどを用いる製品は「タブレットPC」と呼ぶ場合がある。

■デジタル化 「Digitalize」

アナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。また、これまでのアナログ方式からの変換を図り、デジタル技術を活用することで、業務の効率化やサービスの向上を目指すこと。

■デジタル手続法

正式名称は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」といい、令和元年12月16日に「行政手続オンライン化法」が改正され施行された。行政のデジタル化に関する基本原則などが定められている。

---

は行

■ポータルサイト 「Portal Site」

一般的にはインターネットの入り口となるWebサイトのこと。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースや株価などの情報提供サービス、ブラウザから利用できるWebメールサービス、電子掲示板、チャットなど、ユーザーがインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供して利用者を増やし、広告や電子商取引仲介サービスなどで収入を得るサイトのこと。

■ボイスチャット 「Voice Chat」

インターネットなどのネットワーク上で、二人以上の相手と音声によるメッセージをリアルタイムでやり取りするシステム、またはそのサービスのこと。チャットと異なり、キーボードなど

による文字入力が必要ないため、オンラインゲームの利用者同士によるコミュニケーションなどに利用される。

## ま行

---

### ■マイナンバー（個人番号） 「Individual Number」

日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

### ■マイナンバーカード（個人番号カード） 「Individual Number Card」

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

### ■モバイル端末 「Mobile Device」

小型・軽量で持ち運びに適した電子機器の端末の総称をいう。

## ら行

---

### ■ランサムウェア 「Ransomware」

感染したパソコンをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にした後、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。

## ろ行

---

### ■ロボティクス 「Robotics」

ロボットに関する技術を研究する学問でロボット工学を意味する。

## 5

---

### ■5G 「5th Generation（第5世代移動通信システム）」の略

「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。我が国においては、平成31年4月に周波数割当てを実施し、令和2年3月から商用サービスが開始された。現行LTEと比べて100倍の通信速度（10Gbps）、10分の1の遅延（1ミリ秒）、100倍の接続機器数（100万台/km<sup>2</sup>）などが要求条件とされている。



## 十和田市デジタル行政推進計画

(十和田市官民データ活用推進計画)

【令和3年度～令和7年度】

発行：青森県十和田市

編集：十和田市 企画財政部 政策財政課 情報政策室

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-23-5111

(内線153・154・155)

FAX 0176-24-9616

e-mail [info@city.towada.lg.jp](mailto:info@city.towada.lg.jp)